

市役所 1 階 9 番 高 齢 介 護 課 に 交 付 対 象 者 事 前 確 認 書 を 提 出 し て く だ さ い

A 交付対象者に該当する
交付対象者該当のお知らせと
申請書を送付

①市民税非課税
②聴覚障害による身体障害者手帳を
持っていない

B 交付対象者に該当しない
交付対象者非該当のお知らせを送付
理由はお知らせに記載します

→交付不可
助成は受けられません

市民税が**非課税**の高齢者で耳が聞こえにくいとき、
かかりつけの耳鼻咽喉科で聴覚の身体障害者手帳が取れるか聞いてください

身体障害者手帳が取れる

身体障害者手帳は取れない

身体障害者手帳を申請する場
合は、15条指定医師による身体障害
者診断書・意見書のほか必要書類が
あるので、障がい福祉課に問い合わ
せてください

補聴器相談医を受診し、自費の「逗子
市高齢者補聴器購入助成事業医師意見
書」又は「一般社団法人日本耳鼻咽喉科
頭頸部外科学会が提供する補聴器適合に
関する診療情報提供書」を取れるか聞い
てください

取れる

取れない

●意見書又は診療情報提供書の処方により、公益財団法人テクノ
エイド協会が認定する認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者
※1により作成された見積書をもってください

※1 認定補聴器技能者に補聴器作成を依頼したときは、認定補聴
器技能者カードのコピーをもらってください

助成は受けられません

<助成金交付申請必要書類及び手続>

- ①自費の補聴器相談医の発行する逗子市高齢者補聴器購入助成事業医師意見書
又は補聴器適合に関する診療情報提供書
 - ②宛名が対象者の公益財団法人テクノエイド協会が認定する認定補聴器専門店
又は認定補聴器技能者により作成された見積書
 - ③認定補聴器技能者カードのコピー（認定補聴器専門店以外で買う予定の人のみ）
 - ④市町村民税非課税証明書（令和5年1月1日現在逗子市外に住んでいた人のみ）
- ①～④と申請書を提出してください。交付の可否を決定します。

交付可

交付不可 助成は受けられません

理由は通知に記載します

※助成は片耳のみでも1回限りです

事務担当：逗子市高齢介護課高齢福祉係

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

FAX046-873-4520 電話046-873-1111

MAIL koureifukusi@city.zushi.lg.jp

※このチャートを受診先の医師に見せてください